

# 特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 特許業務法人プロスペック特許事務所 様 〒453-0801 日本国 愛知県名古屋市中村区太閤三丁目1番18号 名 古屋K Sビル3階	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">(法施行規則第40条の2) [ P C T 規則43の2.1 ]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 PA1905W000	発送日 (日.月.年) <span style="float: right;">01.12.2020</span>	
国際出願番号 PCT/JP2020/034284	国際出願日 (日.月.年) 10.09.2020	優先日 (日.月.年) 01.10.2019
国際特許分類 ( I P C ) G06Q 50/10(2012.01)i; G16H 40/00(2018.01)i FI: G06Q50/10; G16H40/00		
出願人 (氏名又は名称) 佐島電機株式会社		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 24.11.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 安井 雅史 5L 4059 電話番号 03-3581-1101 内線 3562
--	-------------------------	---

## 第 I 欄

## 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2.  この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3.  この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-8	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項	1-8	有
	請求項		無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-8	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1: JP 2002-351974 A (有限会社 リバービレ) 06.12.2002(2002-12-06)  
段落[0041]-[0043], 図10 (ファミリーなし)

文献2: JP 2016-122426 A (シャープ株式会社) 07.07.2016(2016-07-07)  
段落[0067]-[0097], 図8-11 (ファミリーなし)

文献3: US 2018/0367179 A1 (BULLINGTON, Deborah T.) 20.12.2018(2018-12-20)  
段落[0118]-[0124], 図10A-10C (ファミリーなし)

文献4: JP 2019-139740 A (P i n m i c r o株式会社) 22.08.2019(2019-08-22)  
段落[0140]-[0149], 図18,19 (ファミリーなし)

請求項1-8に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-4に対して進歩性を有する。

文献1には、診療情報処理システムに関し、各診察室に設置された医師用端末装置において、診察券を読み取って患者識別情報を取得すること、上記医師用端末装置においてさらに患者の患部の状態を撮影し、患者医療情報を取得すること、取得した患者識別情報及び患者医療情報を一緒にサーバに出力し、当該サーバでこれら情報を関連づけて記憶すること、が記載されている。

文献2には、情報管理システムに関し、情報処理装置1bが、対象者識別情報及び計測機器IDをカルテサーバ4に送信すること、計測情報通信装置2が、計測機器5から対象者の計測データ、計測機器ID及び対象者識別情報等を受信すること、計測情報通信装置2が、カルテサーバ4にアクセスして、対象者識別情報から計測機器IDを取得し、カルテサーバ4から取得した計測機器IDと計測機器5から取得した計測機器IDとを比較し、同一であれば、対象者識別情報、計測データ、計測機器ID等をカルテサーバ4に送信し、カルテサーバ4が受信した情報を記録すること、が記載されている。

文献3には、医療システムに関し、検査室内に患者が入ると、患者が保持するセンサが検査室やアシスタント、医師が発するビーコン信号を取得すること、受付において上記センサのデータを読み出し、ビーコン信号から読み取った検査室情報、アシスタント情報、医師情報を患者情報と関連付けて記憶すること、が記載されている。

文献4には、ICカード利用システムに関し、利用者が有するICカードとのビーコン通信により利用者の位置情報を読み取り、また当該ICカードから個人情報を読み取り、ロッカーの解錠資格があると判断すれば、解錠結果と解錠前後の位置情報とを関連づけて記録すること、が記載されている。

しかしながら、請求項1,7,8における「管理装置が、個人情報を取得した個人情報取得装置と同じ場所に設置されたとみなすことができる所定範囲内の位置を示す位置情報の中から、直前位置情報及び直後位置情報を取得し、個人情報、直前位置情報、直後位置情報とを関連づけて管理する点」は、文献1-4の何れにも記載されておらず、当業者といえども容易に想到し得ないものである。